

2020年4月20日

授業担当者各位

副学長（学修支援担当） 白川哲郎
教 務 部 長 小森道彦

令和2（2020）年度春期授業回数の扱いについて

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う様々な変更にご協力を賜り、有り難うございます。

令和2年度春期の授業については、文部科学省令和2年3月24日付け「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」のなかの以下のような記述に則って扱うことと致しております。

2.学事日程等の取扱いについて

(1) 令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

ここで「弾力的に」と述べられているのは、15回という授業回数よりは、1単位45時間であるという授業の中身を重視するということです。本学では、この通知を踏まえて、授業枠としては13回（試験も含む）を確保しています。その中で15回分の中身を教えていただけますようお願いいたします。例えば1回目と2回目の内容を1回に合体して、という方法でもかまいません。また15回分の内容がどうしても13回ではおさまりきらないなら、補講や課題で補っていただければと考えます。なお、資格・課程認定にかかわる授業科目は、関係省庁などとの相談が必要とされているため、別の対応となります。設置学科等からのご指示にしたがっていただけますようお願いいたします。

以上、ご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。